≪訪問看護医療情報連携加算について≫

当訪問看護ステーションでは、2026 年度診療報酬改定において新設された「訪問看護医療情報連携加算」を算定するための施設基準を満たし、九州厚生局へ届出を行っています。

【加算の概要】

在宅で療養されている通院困難な利用者さまに対し、当ステーションの看護師等が、ICT を活用して多職種と連携しながら診療情報等を取得・活用し、計画的な訪問看護の管理を行った場合、月 1 回に限り算定可能な加算です。

【算定内容】

訪問看護医療情報連携加算　　1,000 円/月

※10 割負担の場合の金額です。実際の自己負担額は負担割合により異なります。

【連携体制】

当訪問看護ステーションでは、以下の関係機関・職種と ICT を用いた情報連携体制を平時より構築しています。

- 保険医療機関の医師
- 保険薬局の薬剤師
- 介護支援専門員　など

これらの関係職種が記録した利用者さまの診療情報等を、当訪問看護ステーションにおいて常時確認できる体制を整えております。

【対象となる利用者さま】

- 医療保険で訪問看護管理療養費を算定している方
- ICT を活用した情報連携について同意をいただいた方

【使用している ICT ツール】

- MCS（Medical Care Station）
- Chatwork

【主な連携機関】

〈保険医療機関〉

- 浅川学園台在宅クリニック
- コールメディカルクリニック若松
- ごとう訪問診療所
- 戸畑リハビリテーション病院

〈保険薬局〉

- アサヒ薬局
- 池田薬局
- 井上調剤薬局
- 古賀薬局
- サン調剤薬局
- 園山調剤薬局
- 東二島２丁目薬局
- 日ノ峯薬局
- ひびきの薬局

〈居宅介護支援事業所〉

- 新庄整形外科医院　居宅介護支援事業所
- ケアプランサービスけやき
- たんぽぽケアプランサービス
- ひびき荘第２ケアプランセンター
- 若松区医師会トータルケアコーディネーション

【セキュリティと個人情報の取り扱いについて】

情報共有にあたっては、厚生労働省の定める「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等に準拠した、セキュリティ対策を講じたシステムを用いて運用しております。

また、利用者さまの個人情報は、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が示す各種ガイドラインに基づき適切に管理し、訪問看護サービスの提供に必要な範囲でのみ利用いたします。